

相模原市人権施策推進指針

(案)

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、
お互いの人権を認め合う共生社会の実現をめざして

平成 年 月改定

相模原市

目 次

第1章 人権施策推進指針改定に当たって	
1 指針改定の趣旨	3
2 国内の取組	3
3 国際社会の取組	4
4 人権を取り巻く現状	4
5 本市の取組	5
6 改定の基本的視点	6
第2章 基本的な考え方	
1 基本理念	7
2 指針の位置付け	7
第3章 人権施策の基本姿勢	
1 あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映	8
2 人権教育・人権啓発の推進	8
(1)人権教育	8
(2)人権啓発	9
3 人権の擁護に向けた相談・支援体制の充実	9
4 多様な主体と連携した取組の推進	10
(1)国、県及び関係機関等との連携	10
(2)市民参加の促進	10
(3)事業者の協力・支援	10
第4章 分野別施策の基本的方向	
1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進	11
2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進	14
3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい 生きる社会」の実現	17
4 高齢者の人権尊重と社会参加の促進	19
5 同和問題（部落差別）の解決に向けた取組の推進	21
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現	23
7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実	25
8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進	27
9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進	29
10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進	31
11 貧困や生活困窮に関する取組の推進	33
12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進	35

13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進	37
14 様々な人権課題に対する取組の推進	39
(1) 犯罪被害者等	39
(2) 刑を終えて出所した人	39
(3) ホームレス	40
(4) 拉致問題	40
(5) 先住民族	40
(6) 人身取引(トラフィッキング)	41
(7) その他の人権課題	41

第5章 施策の推進に当たって

1 施策の点検・確認	43
2 庁内の推進体制	43
(1) 庁内推進組織	43
(2) 人権研修の推進	43
3 市民等との連携・協働	44
4 人権行政の推進に向けて	44

資料編

1 指針の改定体制	46
2 検討経過	47
3 委員名簿	48
4 審議会設置までの経過	49
5 法令等	50
6 法律及び条約の表記	58
7 用語の解説	60

本指針では、法律及び条約の名称について、一部を除き通称や略称を使用しており、正式名称は巻末に掲載しています。

第1章 人権施策推進指針改定に当たって

1 指針改定の趣旨

本市は、平成22年(2010年)4月に政令指定都市へ移行し、多くの権限が移譲され、市民に最も身近な基礎自治体として果たす責任と役割が大きくなりました。

こうした中、「新・相模原市総合計画」では、「人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会」を政策の基本方向の一つとして掲げ、人権尊重のまちづくりを推進してきました。

この間、「障害者差別解消法」など、人権に関連する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実や、人権に対する市民意識の高まりも見られてきました。

しかしながら、社会では、いじめや虐待、家庭内における暴力など、人権を脅かす事案が繰り返し発生しているほか、外国人や障害のある人に対する差別的な言動、インターネット等を利用した人権侵害や、貧困に起因した人権課題、さらには、性自認及び性的指向に関する偏見など、新たな人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、人権に関する施策を総合的に推進し、「人権尊重のまちづくり」をより一層進めるため、平成14年(2002年)3月に策定した「相模原市人権施策推進指針」の改定を行うものです。

2 国内の取組

昭和22年(1947年)に施行された日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定され、生命、自由及び幸福追求の権利の尊重などの包括的な規定のほか、法の下での平等、自由権、社会権など、具体的な保障規定が示されています。また、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と保障しています。

昭和54年(1979年)には、「国際人権規約」を批准し、その後も人権関連の諸条約の締結や「児童虐待防止法」、「DV防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」などの国内法の整備が分野別に進められてきました。

さらに平成28年(2016年)には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の差別解消に向けた3法が施行されるなど、人権尊重に向けての社会的な意識の高まりなどを背景に法制度の整備が進められてきました。

また、人権教育・人権啓発の分野では、平成9年(1997年)に、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。平成14年(2002年)には、この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国はこの基本計画に基づき、人権教育・人権啓発を計画的に推進しています。

3 国際社会の取組

国際社会では、二度にわたる悲惨な戦争の反省を踏まえ、昭和20年(1945年)に国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。

昭和23年(1948年)12月10日の第3回国連総会では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権に関する基本的考え方を第1条に掲げた「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、あらゆる国と人が「達成すべき共通の基準」とされ、宣言の主旨は、世界各国の憲法や法律に取り入れられています。

昭和41年(1966年)には、「世界人権宣言」の内容を基礎とした具体的な法的拘束力を持つ条約として「国際人権規約」が採択されたほか、世界人権宣言の理念の実現に向け、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など、これまでに多くの人権関連条約が採択され、各国ではこれらの条約に基づき国内法の整備を進めています。

また、人権教育の取組として、国連は平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間で「人権教育のための国連10年」として定め、各国に対し、「人権という普遍的文化」が構築されるよう人権教育に積極的に取り組むよう要請しました。

「人権教育のための国連10年」の終了後も、平成17年(2005年)には、そのフォローアップを目的として、段階(フェーズ)ごとに重点領域を定め行動計画を策定する「人権教育のための世界プログラム」が採択され、「人権教育のための国連10年」は「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれました。

4 人権を取り巻く現状

各分野における虐待防止法や「障害者差別解消法」の施行など、人権関連法令の整備が進んできている中で、法務省の人権擁護機関での人権侵犯事件の取扱い件数は、ここ数年減少傾向にあります。

また、平成28年(2016年)に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果では、自分自身の人権意識が5年前に比べて「変わらない」と回答した市民が過半数を占める一方で、「高くなった」・「少しは高くなった」と回答した市民も全体の約3割いることから、人権尊重に対する市民一人ひとりの意識の高まりも見られます。

しかしながら、近年、超高齢社会の進行、人口減少社会へ向かう中で、家庭や地域の相互扶助機能が弱まっており、家庭内での暴力や、高齢者や障害のある人、子どもに対する虐待などの問題が深刻化するとともに、長引く経済環境の低迷や人間関係の希薄化などを背景に貧困やひきこもり、社会的な孤立など、新たな課題が生じています。

また、インターネットの急速な普及は、高度な情報社会を発展させると同時に、その匿名性を悪用し、様々な社会問題を引き起こしており、外国人に対する差別的な書き込みや、かつての被差別部落の所在地に関する情報が拡散するなど、人権を侵害する問題が増加してい

ます。

さらに、性自認及び性的指向を理由とする偏見や差別の問題、特定の国や民族に対するヘイトスピーチなどの人権問題が顕在化するとともに、職場環境におけるパワー・ハラスメントや、マタニティ・ハラスメント、自然災害に伴う人権課題など、人権を取り巻く環境は多様化、複雑化してきています。

平成28年(2016年)7月には、本市に所在する「神奈川県立津久井やまゆり園」において、多くの命が奪われる大変痛ましい事件が起こりました。

すべての人の命は平等でかけがえのないものであり、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会を実現していかなければなりません。このためには、改めて「個人の尊重」という基本的人権の根幹的な理念を社会全体で共有していく必要があります。

5 本市の取組

本市は、平成12年(2000年)7月に学識経験者や関係団体の代表者、公募委員等で構成する「さがみはら人権懇話会」を設置し、懇話会にこれからの人権施策の基本理念や施策の方向性について意見を求めました。

懇話会では、人権を取り巻く現状を踏まえながら、各分野における人権施策の諸課題について検討し、平成13年(2001年)3月に、誰もが人間として当たり前の尊厳を持ち、「ともに生きる社会」の創造がなされるべきであるという理念のもと、「人権社会の構築と人権文化のまちづくり」と題する提言をまとめました。

本市では、この提言を受け、平成14年(2002年)3月に「相模原市人権施策推進指針」を策定し、この指針に基づき、他の分野別計画との調整を図りながら、個別分野の枠組みを超えた人権施策の総合的・体系的な推進に取り組んできました。

また、人権施策の推進に当たっては、全庁的な組織として「相模原市人権施策推進会議」を設置するとともに、人権問題の当事者団体や関係団体の代表者等で構成する「さがみはら人権施策推進協議会」から意見を求め、総合的な人権施策の推進に努めてきました。

平成28年(2016年)4月には、組織を改編し、市民生活に密接に関わりを持つ市民局に「人権・男女共同参画課」を設置し、その翌年には、条例に基づく附属機関として「相模原市人権施策審議会」を新たに設置するなど、組織体制の面でも充実を図っています。

また、分野別の取組としては、「さがみはら男女共同参画推進条例」や「相模原市子どもの権利条例」を制定し、男女平等意識の啓発や、子どもの権利を保障する取組を進めるとともに、地域の関係者や関係団体・機関で「要保護児童対策地域協議会」や「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」を組織し、子ども、高齢者、障害のある人の虐待防止や早期発見に努めてきました。

さらに、平成24年(2012年)3月には性的少数者の相談窓口、平成27年(2015年)3月には犯罪被害者等の相談窓口を設置するなど、取組の拡充に努めてきました。

6 改定の基本的視点

本指針の改定に当たっては、これまでの国内外での状況や国際的な人権基準の動向などを踏まえ、次の視点により改定を行いました。

(1) 新たな人権課題等への対応

これまでの人権施策分野を見直し、新たな人権課題や市民の関心の高い人権課題、理解の進んでいない分野に対応した指針とします。

(2) 市民意識の反映

平成28年(2016年)に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」や法務省の「外国人住民意識調査」、また、関係団体等へのヒアリング結果をもとに、人権課題に対する現状を捉え、分野別施策の方向性に反映させた指針とします。

(3) 関係法令との整合

人権に関する様々な法整備が進んでいる状況を踏まえ、新たに整備された法令等との整合を図った指針とします。

(4) 国際的な人権基準に対する視点の導入

国内の状況だけでなく、国際的な人権基準や動向を踏まえた指針とします。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、
お互いの人権を認め合う共生社会の実現

すべての人の人権が保障され、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するためには、一人ひとりの個人をかけがえのない存在として尊重することが前提となります。

個人の人権が尊重され、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等を理解し、お互いの人権を尊重し合うことにより共生社会が実現します。

そして、共生社会の実現は、社会経済情勢等の変化に対応することができる豊かで活力のある地域社会の実現につながるものです。

2 指針の位置付け

本指針は、「人権尊重のまちづくり」を実現することを目的に、本市が今後実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育及び人権啓発を実施するに当たっての基本的な考え方を示すものです。

相模原市総合計画との関係では、人権分野において、相模原市総合計画を補完する役割を果たし、分野別の関連計画とは人権に対する施策の基本的方向性を共有しながら取組を進めることとします。

なお、指針は、社会情勢の変化に対応した人権施策を展開するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第3章 人権施策の基本姿勢

1 あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映

誰もが安心して心豊かに市民生活を送るためには、個人の尊厳が保障され、人権尊重を基調とする市政を推進することが必要です。

このためには、市民一人ひとりが多様な人権問題を正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に取り組む必要があります。

本市では、当事者の視点に立ち、福祉や教育分野だけではなく、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させ、人権尊重を基調とする市政を推進します。

2 人権教育・人権啓発の推進

人権を自分自身に密接に関わりある問題として捉え、人権に関する豊かな感覚と問題意識を身に付けるためには、人格形成に大きな影響のある幼少期から、成長・発達段階に応じた教育や啓発により、自らの人権とすべての人の人権を尊重することの大切さを認識することが必要です。

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付け、日常生活の中で、人権の尊重を当たり前のこととして行動することで、人権が普遍的な文化として根付く社会が築かれます。

人権教育と人権啓発は、人権尊重のまちづくりを進める上で、最も基本的で重要な施策です。平成12年(2000年)に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、地方自治体の責務として、地域の実情に応じた人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施が求められています。本市では、人権を尊重する理念の礎となる正しい認識や理解を深めるため、学校や家庭、地域、職場などあらゆる場を通じ、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育

学校や家庭などにおける取組

すべての人の人権が尊重された社会をめざす上で、学校や家庭などにおいて教育の果たす役割は極めて重要です。

中でも、学校等における人権教育の果たす役割は大きく、権利主体としての個人の尊厳を理解し、お互いがかげがえのない存在として認め合う心を養うことは、豊かな人間性や感性を育む上で大切です。

また、家庭は社会の最小単位であり、豊かな人権感覚や思いやりの心を育む上で、大変

重要な役割を担っています。

幼少期から子どもの成長・発達段階に十分配慮しつつ、学校や家庭などが連携し、知識や理解に留まることなく子どもたちが自ら考え、行動に結び付くよう、生涯にわたる人権教育の実践に取り組みます。

地域における取組

地域は、日常生活や地域活動等を通じて、多くの人と出会い、ふれ合い、認め合う場であり、体験的に社会性などを学ぶ場でもあります。

近年では、核家族化が進み、家族のあり方やライフスタイルも多様化してきており、世代間の交流や人と人のつながりの希薄化が危惧されています。地域において、そこに住む人たちが多様な考えや文化と出会い、交流を通じて互いの価値観を理解し合うことで、地域における人と人のつながりも強くなります。

このことから、豊かな人権感覚や思いやりの心を育む活動が自主的に行われるよう、地域における生涯学習活動やサークル活動、地域イベントにおける交流、福祉体験活動など、地域における学習機会の充実に取り組みます。

(2) 人権啓発

差別などの人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の欠如が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりの生活の中に人権意識が根付き、人権という文化を築き上げていくためには、人権課題を正しく理解し、自分自身のこととして考えるために、あらゆる機会を通じて人権啓発を進める必要があります。

人権啓発の推進に当たっては、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識を深め、また、様々な人権問題を正しく理解し、人権を尊重することの大切さを認識するため、国や関係機関、民間団体等と連携し、対象者や課題に応じた幅広い啓発活動の推進に取り組みます。

3 人権擁護に向けた相談・支援体制の充実

高齢者や障害のある人、子どもなど、社会的に弱い立場に置かれやすい人に対する虐待や権利侵害、女性に対するドメスティック・バイオレンス(DV)、職場等におけるハラスメントなど、深刻な人権問題が日常的に起こっています。

人権を侵害されている人の相談を受け止め、支援を行い、救済が必要な場合には、適切に人権救済が受けられる仕組みが必要です。

人権に関わる相談は、その内容に応じて国や県、市で分野別に窓口が設置されていますが、権利侵害は、障害の有無や性別、国籍などいくつかの要因が複合的に結びついて起きている場合も多く、多様化、複合化した課題に適切に対応するためには、関係行政機関が相互に連携を図ることはもとより、民間の支援団体等とも連携を密にし、プライバシーに配慮しつつ、

適切に対応することが必要です。

人権を侵害されている人の相談を受けとめ、寄り添いながら支援し、相談機関や関係機関の相互の連携により、解決や救済につなげるための相談・支援体制の充実に取り組みます。

4 多様な主体と連携した取組の推進

多様化、複合化する人権課題に対応し、効果的な啓発活動や専門的な相談体制を構築するには、市だけではなく、多様な主体と連携して対応することが重要です。

(1) 国、県及び関係機関等との連携

人権啓発や相談・支援を効果的に実施するため、法務局や県、近隣自治体、人権擁護委員協議会、人権関係団体、福祉団体、NPOやNGO、民間団体等とのネットワークを強化し、相互に連携・協力した取組を進めます。

(2) 市民参加の促進

市民の主体的な活動に対する支援や啓発機会の提供、人権課題を正しく理解するための情報の提供など、人権尊重のまちづくりに向けた市民の参加を促進します。

(3) 事業者の協力・支援

事業者も社会を構成する一員であり、社会に対する影響や責任は大きなものがあります。事業者に対し、人権尊重の取組について協力を求めるとともに、確かな人権感覚や人権意識を育むための取組を支援します。

第4章 分野別施策の基本的方向

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進

現状と課題

子どもの権利の保障

子どもは大人と同じ人格を持ち、権利が保障される存在であり、子どもを権利の主体として尊重するという共通の認識を持つことが必要です。

平成6年(1994年)に日本が批准した「子どもの権利条約」では、差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、発達への権利、意見表明権や表現の自由、プライバシー保護等の市民的権利が謳われています。

本市では、平成17年(2005年)3月に策定した「相模原市次世代育成支援行動計画」を継承し、平成27年(2015年)3月に子どもの貧困対策や若者の自立対策などについて定めた「相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちの健やかな成長を支える取組を推進しています。

また、平成27年(2015年)4月には「相模原市子どもの権利条例」を施行し、市民と市が一体となって子どもを一人の人間として尊重し、子どもの権利を保障するための取組を進めています。

市民一人ひとりが子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの権利侵害に対する相談や救済など、社会全体で子どもの権利を守る取組が必要とされています。

虐待やいじめ

平成12年(2000年)に「児童虐待防止法」が制定され、保護者がその監護する児童(18歳未満の者をいう)に対する虐待を身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄等)心理的虐待と定義し、児童虐待(疑いを含む)を発見した者には児童相談所等への通報が義務づけられました。平成16年(2004年)には、児童虐待は「児童の人権を著しく侵害」と明記され、児童の面前での夫婦間の暴力等も児童虐待とされるなどの改正が行われました。

本市は、児童虐待に対しては、児童相談所や各相談担当課が関係機関と連携を図り、専門的な支援を必要とするケースへの対応を図っています。

また、学校でのいじめに関しては、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

本市においても、平成26年(2014年)3月に「相模原市いじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、「相模原市いじめ防止基本方針」を策定し、家庭、学校、地域、

行政その他の関係機関が一体となったいじめ防止の取組を進めています。

しかしながら、子どもとその家庭を取り巻く環境は、保護者の就労環境の多様化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化しています。

児童虐待や有害情報の氾濫、性の商品化、スマートフォンの普及やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)利用者の急増に伴うインターネット上でのいじめなど、子どもの人権にとっての環境は依然として厳しいものがあります。

子どもの貧困

平成28年(2016年)の「国民生活基礎調査」では子どもの貧困率は13.9%で、約7人に1人が貧困状態であると言われており、子どもの貧困対策は大きな課題となっています。

子どもの貧困は、単に食事や住環境等の側面だけでなく、十分な教育を受けられないことにもつながります。子どもの学ぶ権利を保障し、基礎学力を定着させることは、貧困の連鎖を断ち切るためにも重要です。

子どもが置かれている現状を把握するとともに、子どもの支援に取り組む民間団体等と連携を図りながら、子どもの貧困を解消するための取組の推進を図る必要があります。

家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向け、教育や意識啓発などに取り組みます。

また、子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組むとともに、経済的困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・子どもの権利を大切にする教育を推進します。
- ・虐待やいじめの根絶に向け、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進します。
- ・子どもに関する施策及び取組の実施に当たっては、子どもが参加し、又は意見を表明する機会の確保に取り組みます。

相談・支援の充実

- ・子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組みます。

虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進

- ・いじめ等の悩みや課題を持つ児童・生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実に取り組みます。
- ・児童相談所、警察、医師会等の関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会を活用し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実に取り組みます。
- ・子どもが安心して学習等に取り組めるよう、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ組織的な対応を図ります。

困難を抱える子どもや家庭への支援

- ・経済的困難を抱える家庭への支援を推進します。
- ・ひとり親家庭等の自立に向けた支援を推進します。
- ・子どもの学習機会を保障する取組を進めます。
- ・多様な文化的背景をもった子どもと家庭への支援を推進します。
- ・医療的なケアが必要な子どもについて、教育を受けるためのサポート体制の充実に取り組みます。

現状と課題

男女共同参画社会の実現

すべての人が性別にかかわらず、お互いに人権を尊重し、その個性と役割を發揮できる社会を実現することは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

平成11年(1999年)に男女共同参画社会の形成を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。本市では、平成4年(1992年)に「さがみはら男女平等憲章」を制定し、平成12年(2000年)には、女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会の実現を図るための拠点として「相模原市立男女共同参画推進センター」を設置するとともに、県内で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成13年(2001年)には、「さがみはら男女共同参画プラン21」を策定し、平成16年(2004年)には、「さがみはら男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な取組を行ってきました。

固定的な性別役割分担意識の解消

世界経済フォーラムは、毎年、経済、教育、政治、保健の4つの分野から各国の男女格差を測る指数としてジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)を公表しています。

平成29年(2017年)のジェンダー・ギャップ指数は、日本は144か国中114位となっており、特に、経済と政治分野における評価が低くなっています。

これらの背景には、男女の役割を固定的に捉える意識等が依然として根強く社会に残っていると考えられ、このことが様々な場面で男女平等を妨げる原因にもなっています。

女性は、家事、育児、介護における負担が依然として重く、政策や方針決定への参画や能力發揮の機会も十分ではありません。また、非正規雇用労働者に占める女性の割合が多いなど、社会的地位や経済的な格差があります。また、男性にとっても、長時間労働などの男性を中心とした労働慣行や、固定的な性別役割分担意識が負担となっている側面があります。

配偶者等に対する暴力の根絶

配偶者等に対する暴力に関しては、平成13年(2001年)に「DV防止法」が施行されました。

こうした中、本市では、平成24年(2012年)に相模原市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談者の視点に立った相談や、自立に向けた支援を行っています。

性犯罪、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害者の多くが女性であり、近年では、デートDVやJKビジネス、アダルトビデオへの出演強要なども女性の人権に関わる事案として問題となっています。一方、男

性のDV被害は潜在化しやすい傾向にあり、被害者の悩みを的確に把握し、被害が深刻化することを防ぐ必要があります。

配偶者等に対するあらゆる暴力を容認しない社会環境を整備するための教育や啓発の推進を図るとともに、性別を問わず被害者が相談しやすい体制づくりを進め、被害の潜在化を防止することが求められています。また、被害者をなくすためには加害者に対する相談体制を充実するなどの取組を進める必要があります。

女性の活躍推進

平成28年(2016年)には、職業生活において活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、「女性活躍推進法」が全面施行され、一定規模以上の企業に対しては、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等が義務付けられました。

今後は、性別による差別を解消し、男女が社会の対等な構成員として、互いに尊重し合うことはもとより、女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力のある社会を目指していく必要があります。

すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮される社会に向け、男女平等意識を育む教育や意識啓発に取り組みます。

また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための相談・支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）による役割分担意識によって生じる差別の解消に向けて、教育・啓発を推進します。
- ・教育・学習の場における男女平等教育の充実を図ります。
- ・男女共同参画が正しく理解されるよう、多様な機会や媒体、手段を通じて意識啓発を推進します。
- ・セクシャル・ハラスメントなどの防止、性の商品化の解消に向けた啓発を推進します。
- ・性暴力やデートDVなどによる被害を防ぐため、若年層に対する啓発を推進します。

相談・支援の充実

- ・女性相談を充実させるとともに、対応する職員のスキルアップを図ります。
- ・DV被害者に対する相談、一時保護と自立支援の充実を図ります。
- ・男性に対する相談や支援体制の充実に取り組みます。

政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ・市や事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

職業生活における女性の活躍推進

- ・雇用における男女平等な機会と待遇の確保、能力発揮促進のための支援など、女性の活躍に資する取組を進めます。

現状と課題

障害者権利条約の締結

平成18年(2006年)に、「障害者権利条約」が国連で採択されました。この条約は、障害のある人の人権や基本的自由の確保、障害のある人の尊厳の尊重、権利の実現のための措置等について定める条約で、様々な分野における取組を締約国に求めたものになっています。

日本は、平成26年(2014年)に条約を批准しましたが、批准に先立ち、平成23年(2011年)に「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」の制定、平成24年(2012年)には、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正、さらに、平成25年(2013年)には「障害者差別解消法」の制定及び「障害者雇用促進法」の改正が行われるなど、法制度等の整備が行われました。

合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」では、障害のある人から意思の表明があった際に負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除く「合理的配慮の提供」が、国や地方公共団体などに義務付けられるとともに民間の事業者にも求められています。

障害のある人が、積極的に社会参加し、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、市が率先して合理的な配慮の提供に取り組むとともに、生活の様々な場面で、必要な合理的配慮の提供が受けられるよう啓発を図っていく必要があります。

「共にささえあい 生きる社会」の実現

本市では、「障害者基本法」に基づく「相模原市障害者計画」のほか、「障害者総合支援法」に基づく「相模原市障害福祉計画」、「児童福祉法」に基づく「相模原市障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を推進していますが、障害の特性や障害のある人の人権、障害のある人が地域で暮らすことへの理解は、現状では必ずしも十分な状況ではありません。

障害のある人もない人も「共にささえあい 生きる社会」を実現するためには、誰もが一人ひとりの人権を尊重する視点を持ち、障害及び障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進していくことが必要です。

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくりを進め、お互いの人格と個性を尊重し合い、「共にささえあい 生きる社会」を実現します。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・ 障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進するための啓発を推進します。
- ・ 相手の立場になって共感することのできるような人権及び福祉に関する取組を進めます。
- ・ 心のバリアフリーの教育やユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。

相談・支援の充実

- ・ 障害の特性、種別や程度に応じた相談体制の充実、サービスの提供を実施します。
- ・ 行政及び相談支援事業者、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近で相談できる環境の整備を進めます。
- ・ 障害のある人のニーズや特性に応じたわかりやすい情報提供を推進します。
- ・ 介護者の介護負担を軽減するため、身近な地域での総合的な相談・支援を推進します。
- ・ 児童・生徒の障害の状態に適した相談体制の充実に取り組みます。

障害のある人の権利擁護に向けた取組

- ・ 障害のある人への虐待の防止及び早期発見と適切な対応の推進を図ります。
- ・ 成年後見制度の利用の促進を図るとともに、市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を進めます。
- ・ 福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。
- ・ 障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に取り組みます。

障害のある人の社会参加の促進

- ・ ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。
- ・ 就労を支援するための取組の充実を図ります。
- ・ インクルーシブ教育の推進に向けた取組を充実します。

現状と課題

高齢化の進行と高齢者の人権

本市の平成30年(2018年)の65歳以上の高齢者人口は182,173人で、総人口に対する高齢者人口の割合を示す高齢化率は25.4%となっており、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年(2025年)には、高齢化率は27.8%になると推計されています。

本市では、いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成を基本理念とした「相模原市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者福祉の施策を推進するとともに、介護保険制度の円滑な運用に努めています。

本市においても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症の人をはじめとする介護を要する高齢者の増加等を背景に、高齢者虐待や、振り込め詐欺等の犯罪など、高齢者の人権や財産が侵害されるような問題が生じています。

高齢者の権利擁護

平成18年(2006年)に、「高齢者虐待防止法」が施行され、高齢者の尊厳を守り、自立を支援する環境整備が進められています。また、平成28年(2016年)には、認知症、知的障害、その他精神上的の障害によって財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うため、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。

地方公共団体は、成年後見制度について、地域の特性に応じた利用の促進に関する施策を実施する責務を有するとされています。

認知症施策の推進

認知症高齢者については、75歳以上人口の増加などにより、今後急速に増加すると見込まれています。そのため、平成27年(2015年)に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、認知症の人の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、取組を進める必要があります。

高齢者の社会参加

高齢者一人ひとりが、地域社会の一員として尊敬され、豊富な経験や持てる知識を生かし、参加することができる社会の実現を図るため、社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、環境づくりを進める必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む中で、高齢者の人権を尊重し、権利を擁護するとともに、生きがいづくりや自己実現に向けた社会参加に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者の虐待防止に関する普及啓発を推進します。
- ・成年後見制度についての理解を促進します。
- ・認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症に対する理解を促進します。

相談・支援の充実

高齢者の権利擁護に向けた取組

- ・高齢者虐待等の防止及び早期発見と適切な対応を推進します。
- ・成年後見制度についての利用の促進を図るとともに、市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を進めます。
- ・高齢者の消費者としての権利の保護と自立を支援し、安全で安心した消費生活の確保に向けた取組を進めます。

認知症施策の推進

- ・認知症の人とその家族に対する身近な地域での総合的な相談・支援を推進します。
- ・認知症の早期発見・診断・対応のための体制強化など、医療や介護、地域との連携のもと、総合的な認知症施策を推進します。

高齢者の社会参加の促進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業等の一層の充実を図るとともに、ボランティアや地域活動などを通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進します。
- ・高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる環境づくりを推進します。

現状と課題

これまでの取組

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた人権問題であり、昭和40年（1965年）の同和対策審議会の答申では、同和問題（部落差別）の早期解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとされました。

昭和44年（1969年）には、「同和対策事業特別措置法」が制定され、平成14年（2002年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、同和問題（部落差別）解決に向けた取組が全国で実施されました。

残された課題

これらの取組の結果、生活環境はおおむね改善されましたが、今もなお、就労や生活不安などの生活問題を中心に課題が残っているほか、インターネット掲示板への差別書き込みなど、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況にも変化が生じています。また、未だに結婚や就職などに際して、差別意識や偏見を持つ人がいることも否定できません。

今後に向けて

平成28年（2016年）には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策の実施に努めることとされました。

同和問題（部落差別）については、歴史的経過から、地域によってその実情が大きく異なり、世代間に理解の差もあります。

また、情報化の進展により、インターネット掲示板への書き込みなどは、その内容が差別を助長するものや不正確なものであっても急速に拡散し、誰もが差別に加担する可能性があります。

こうしたことから、教育や啓発が新たな差別を生むことがないように十分留意しつつ、同和問題（部落差別）について、市民一人ひとりの理解を深めることが求められています。

本市では、人権団体や当事者団体と連携し、市民の意識啓発や職員研修を推進するなど、同和問題（部落差別）の解決に努めてきました。

今後も同和問題（部落差別）を取り巻く環境の変化を踏まえながら、残された課題の解決に向けて取組を進める必要があります。

同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するための教育や啓発、関係団体等と連携した相談・支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための教育や啓発を推進します。
- ・えせ同和行為の排除に向け、啓発に取り組みます。

相談・支援の充実

- ・国や関係団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。
- ・同和問題（部落差別）の解消を図るため、関係団体や関係機関との連携を推進します。

個人情報の保護

- ・戸籍情報が身元調査等に不正利用されないよう個人情報の保護に取り組みます。

現状と課題

国際化の進展と外国人を取り巻く現状

人口減少や高齢化が急速に進行する一方、経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化に伴い、日本に居住する外国人は長期的には増える傾向にあります。

しかしながら、地域における国際化が進展する一方で、言語や宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの人権問題が起きています。

また、日本国籍を持っていても、日本への帰化や、外国籍の親を持つ子どもなど、多様な文化的背景を持つ市民が増えており、何らかの形で外国につながるのある人々への差別や権利侵害についても十分留意する必要があります。

さらに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチとして大きな社会問題となっています。このような言動は、人としての尊厳を傷つけるばかりでなく、差別意識を助長し、人々に不安感や嫌悪感を与えることにもつながり、決して許されるものではありません。

外国人の人権保障に向けた取組

日本では、昭和54年(1979年)に「国際人権規約」を批准するとともに、昭和56年(1981年)に「難民条約」に加入し、平成7年(1995年)には「人種差別撤廃条約」に加入するなど、外国人の人権保障の取組が進められてきました。

ヘイトスピーチに関しては、国連の人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「人種差別撤廃条約」に基づき対処の勧告があり、平成28年(2016年)には、「ヘイトスピーチ解消法」が成立、施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策が示されました。

多文化共生社会に向けて

国籍や文化の違いにかかわらず、外国人市民の人権が尊重される社会とするためには、単にこれまでの仕組みに外国人市民を当てはめるのではなく、互いに文化的違いを認め合い、外国人市民を対等な地域社会の構成員として捉え、十分な情報発信とコミュニケーションを図りながら多文化共生の地域づくりを推進する必要があります。

本市では、世界に開かれた地域社会を目指して「さがみはら国際プラン」を策定しており、外国籍の市民だけでなく、外国の文化を背景にもつ市民も含め「外国人市民」として、市民相互の交流と多文化理解の推進を図ってきました。

また、外国人市民に対する支援や国際理解を進めるための拠点として、「さがみはら国際

交流ラウンジ」を設置するなど、外国人市民にも暮らしやすいまちづくりを進めてきました。

平成28年(2016年)に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果では、文化や習慣の違いを理解するための教育や意識啓発、外国語による相談・支援体制の充実、情報提供等における多言語化の推進等が求められており、今後も、外国人市民の視点に立ちながら、多文化共生の地域づくりへ取り組むことが必要とされています。

施策の基本的方向

外国につながる子どもたちの教育支援や多文化共生についての啓発に取り組みます。

また、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流とまちづくりへの参画を促進するなど、外国人市民にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりに取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・学校教育等での多文化共生についての理解を深める施策を推進します。
- ・外国につながる子どもたちの教育支援活動や居場所づくりを促進します。
- ・外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めます。

相談・支援の充実

- ・多言語での情報提供や相談体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣等、外国人市民も暮らしやすい環境づくりを推進します。

市民相互の交流と多文化理解の推進

- ・地域における外国人市民との交流の機会を創出し、地域活動への参画を促進します。
- ・外国人市民の市政やまちづくり活動への参加を促進します。

現状と課題

H I Vやハンセン病等の感染症や難病、精神疾患、依存症等については、その疾病等についての正しい知識、情報がないことにより、患者、回復者に対する偏見や差別意識が存在しています。

疾病等にかかっている人の人権を守り、安心して良質な医療を受け、安心した生活を送るためには、疾病等について正しく理解するための意識啓発や、相談・支援体制の充実が求められます。

H I V / エイズ

H I V / エイズは性的接触による感染がほとんどと言われており、正しい知識と予防行動により感染の可能性を低くすることができます。また、日常生活で感染することはないため、いたずらに感染を恐れる必要はありません。

現在では、早期にH I V感染を知ることができれば、定期的な医療機関受診により、最適な時期に最適な治療をはじめることができます。

ハンセン病

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症で、すでに有効な治療法が確立していたにもかかわらず、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、強制隔離政策がとられていました。

治療法が確立した現在では、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、早期発見と適切な治療により完治します。

また、ハンセン病の回復者やその家族は、感染や遺伝する可能性がないにもかかわらず、誤解や偏見から長い間、差別に苦しめられています。

その他の疾病等

難病や精神疾患、依存症等の中には、一見して病気であることがわからないような場合もあり、「元気なのになぜ働かないのか」など、周囲から誤解を受けることもあります。また、周りとの関係を心配して、病気であることを隠す人もいます。

誰もが安心して医療を受け、安心した生活を送ることができるよう、充実した相談体制や支援体制を提供するとともに、患者等に対する偏見や差別意識解消のため、正しい知識の普及啓発が必要です。

感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に取り組みます。

また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、患者の人権に配慮した相談・支援の充実に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する偏見や差別意識の解消に向けての教育・啓発を推進します。
- ・学校教育においては、H I V等の感染症やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を進めます。

相談・支援の充実

- ・感染症患者や難病患者のプライバシーに配慮した相談体制の充実に取り組みます。
- ・感染症患者や難病患者及びその家族に対し、治療・療養上の不安の解消を図るとともに、必要な情報を提供し、患者の生活を支援します。
- ・疾患及びその治療法、病院・診療所に関する情報、各種医療費助成制度など、市民が必要とするわかりやすい医療情報の提供を図ります。
- ・嗜癮問題（アルコール依存・薬物依存等）をもつ患者について、セルフヘルプグループや関係団体と連携し、患者の社会復帰を促進します。
- ・精神科医療における人権尊重を基調とした適切な医療サービスの提供を促進するとともに、患者の居宅生活支援等の福祉施策の充実に取り組みます。

現状と課題

多様な性

人間を「男性」と「女性」の二つの性に分け、異性を愛することが普通という固定的な考えは、それに当てはまらない少数の人たちに対する偏見の原因となっています。

近年、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）を示す言葉としてLGBTという言葉が多く使われています。

LGBTは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（性的指向が男性と女性のどちらにも向く人）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉ですが、セクシュアリティ（性のあり方）は多様であり、すべてをこの言葉で捉えることはできません。

性の3要素

身体的な特徴などで判断する生物学的な性を「身体の性」というのに対し、自分がどの性別であるか又はないかということについての内面的・個人的な認識を「性自認」(Gender Identity)とといいます。性自認が生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人も存在します。

また、恋愛の対象となる性別は「性的指向 (Sexual Orientation)」と呼ばれており、セクシュアリティを捉える上では、「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3要素に分けて考える必要があります。

なお、国際的には、「性的指向 (Sexual Orientation)」と「性自認 (Gender Identity)」の頭文字を取り「SOGI」という表現を使用する場合があります。

性同一性障害と同性愛

「身体の性」と「性自認」が一致しない性同一性障害については、平成16年(2004年)に「性同一性障害特例法」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになりました。しかし、性別変更の要件は諸外国と比べ厳格で、身体的・経済的な負担が大きい性別適合手術を受ける必要もあるため、性同一性障害と診断されても、戸籍の性別変更ができるのは一部の人に限定されています。

「同性愛」については、平成5年(1993年)にWHO(世界保健機関)が「同性愛はいかなる意味においても治療の対象としない」と宣言し、国際疾病分類(ICD)から除外されました。平成6年(1994年)には、厚生労働省が国際疾病分類を公式基準として採用しています。

このほか、性自認や性的指向とは別の問題として、染色体や生殖腺、解剖学的な性の発達

などが先天的に非定型的である「性分化疾患」の人たちもあり、性別は必ずしも男性と女性に二分できるものではありません。

これらのことを踏まえ、性的少数者の人からの相談に応じるとともに、これまで以上に性自認や性的指向に対する正しい理解と認識が深まるよう教育・啓発を推進する必要があります。

施策の基本的方向

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発に取り組みます。

また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための相談・支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・性自認や性的指向について、正しい認識が深まるよう啓発を推進します。
- ・性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育を推進します。

相談・支援の充実

- ・性自認や性的指向に関する相談窓口の情報提供の充実に取り組みます。
- ・性的少数者の人たちの相談を受け止め、適切な支援につなげます。
- ・支援団体や当事者団体等と連携し、相談・支援の取組を進めます。

現状と課題

労働者の権利

誰もがやりがいと充実感を得ながら仕事をするためには、安心して働ける労働環境が必要であり、労働環境は人権と密接なかわりがあります。

日本国憲法第27条では、すべての国民に勤労の権利を保障しています。また、一般的に労働者は雇用主よりも弱い立場にあり、不利な労働条件を押し付けられやすい状況にあることから同第28条では、労働者の権利として、「団結権」、「団体交渉権」、「団体行動権」といった3つの権利を認めています。

国際的にはILO（国際労働機関）がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）という考えを打ち出しています。

ディーセント・ワークとは、労働者の仕事に対する理想を示すものであり、具体的には権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味しています。

労働者を取り巻く環境

近年、日本では社会構造や経済環境の変化等を背景に、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の4割近くが非正規雇用といわれています。

このような雇用情勢の中、劣悪な労働環境で過酷な労働を強いる企業による労働者の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。

また、職場内での上司から部下へ身体的、精神的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」や、妊娠・出産が業務上支障をきたすという理由で嫌がらせをする「マタニティ・ハラスメント」、男性社員の育児休業や短時間勤務を妨げる「パタニティ・ハラスメント」など、様々な「ハラスメント」が問題となっています。

労働者を取り巻く環境はめまぐるしく変化していることから、就労支援や多様化、複雑化している労働相談への対応、変化に応じた支援策や雇用の場における男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進など、良好な職場環境づくりに向けた取組が必要です。

労働者の人権を尊重し、適性や能力に基づく雇用機会の均等化やハラスメントのない安心して働ける労働環境づくりを促進します。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・ 事業所内でのハラスメント研修等を支援し、働きやすい職場環境を促進します。
- ・ 市や事業所等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた啓発を推進します。
- ・ 国や関係機関等と連携して、労働者の権利を守るため、事業所等に対する啓発や情報提供を推進します。

相談・支援の充実

- ・ 国や関係機関と連携し、労働やハラスメントに対する相談の充実など、労働者の立場からの支援を推進します。
- ・ 障害のある人、女性、若者、外国人など、それぞれに応じた就労支援を推進します。

現状と課題

災害と人権

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、生命、身体、財産に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、平成28年(2016年)には熊本地震が発生するなど、自然災害はいつどこで発生してもおかしくありません。

災害発生時には、被災したすべての人に人権上の問題が起きる可能性があります。通常の生活では経験することのないストレスや不安感を感じる人も多く、その結果、高齢者や障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者、女性等に対する人権侵害が起こる可能性が高まります。

特に高齢者や障害のある人、外国人の中には、情報の入手や状況の把握が困難な人がいます。また、緊急時であっても、避難所におけるプライバシーの保護など、女性の視点に立った配慮も必要とされています。

復興段階に応じた視点

災害時においては、災害の発生から時間の経過とともに、配慮すべき人権上の課題も変わっていきます。最初は、生命に対する権利、安全に対する権利が何よりも優先されますが、生命の危機から脱した後は、人として生きていくために必要な一人ひとりのニーズや被災者側の視点に立った支援が求められます。

さらに、復興段階においては、日常生活を取り戻すための住居や仕事、教育などの権利保障、医療や福祉、生活基盤を整えるインフラの整備などの経済的、社会的な権利のほか、選挙権の行使などの権利を保障する取組が求められます。

すべての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、人権に配慮した取組が必要です。

地域における防災訓練等を通じ、教育・啓発に取り組みます。

また、高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人の人権に配慮した支援体制や、避難所の生活環境の充実に取り組みます。

復興段階においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、人権に配慮した取組を進めます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・ 地域における防災訓練や避難所運営訓練等の実施を促進します。

相談・支援の充実

- ・ 高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人に対し、関係団体やボランティアと連携し、相談・支援にあたります。
- ・ 多様な媒体や手段を通じて災害時における情報提供に取り組みます。
- ・ 地域全体で災害時要援護者を見守り、支援する体制づくりを促進します。
- ・ プライバシーへの配慮など、避難所における生活環境の充実に取り組みます。

現状と課題

社会経済環境の変化

日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳われており、この規定に基づき、様々な社会保障施策が講じられています。

しかし、近年の社会経済環境の変化などを背景に、働いても人間らしい生活を営むことができないワーキングプアや非正規雇用労働者の増加など、経済的な格差が問題となると同時に、貧困に起因した社会的な孤立やひきこもりなどの複合的な課題も浮き彫りになってきました。

平成27年(2015年)には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の自立と尊厳を確保しつつ、本人に寄り添った包括的な支援の提供が求められています。

本市では、各区に生活困窮者自立支援相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、生活保護を必要とする方には、確実に保護を実施することで、生活困窮者すべての社会的・経済的な自立と生活向上に向けた支援を行っています。

貧困の連鎖

家庭の経済環境が、子どもの教育や健康に影響を及ぼし、一度、貧困状態に陥るとそこから抜け出すことができず、親世代の貧困が子世代に引き継がれる「貧困の連鎖」も課題となっています。子どもが自分の将来に希望を持ち、健やかにたくましく成長していけるよう、貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要です。

貧困による格差の解消に向け、地域社会との連携のもと、生活に困窮している人を社会全体で支える取組を進めます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・ 貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成に取り組みます。
- ・ 生活保護制度等への理解が深まるよう情報発信に取り組みます。

相談・支援の充実

- ・ 地域、関係団体等と連携し生活困窮者の相談・支援に取り組みます。
- ・ 生活保護制度利用者や生活困窮者の尊厳や自己決定権を尊重した支援に取り組みます。
- ・ 生活困窮者の自立が促進されるよう、互いに支え合う地域づくりを推進します。
- ・ 子どもの置かれている現状把握に取り組みます。
- ・ 子どもの学習機会を保障する取組を進めます。

現状と課題

自殺の現状

日本の自殺者数は、平成10年(1998年)以降、14年連続で3万人を超える状況が続いていましたが、平成24年(2012年)に15年ぶりに3万人を下回り、平成29年(2017年)では、21,321人となっています。

市内では、平成19年以降、毎年150人前後の多くの命が自殺によって失われていましたが、平成24年以降は年間120人ほどに減少し、平成29年は120人となりました。依然として、毎年多くの人々が自ら命を絶っている状況にあります。

自殺の多くは、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、病気などの健康問題、経済・生活問題、長時間労働や職場環境などの勤務問題、家庭問題など、複合的な要因により心理的に追い詰められた結果、うつ病等の精神疾患を発症し、その影響で自殺以外の選択肢が考えられない状態になるなど、追い込まれた末の死ということができません。

自殺を考えている人が発する何らかのサインに周囲の人が気づき、その過程のどこかで適切な支援を行うことができれば「自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である」という認識を持つ必要があります。

しかし、自殺に関する理解が十分ではなく「自殺をする人は弱い人間だ」という偏見が、残された遺族を苦しめ、さらにつらい状況に追い詰めることもあります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

本市では、平成25年(2013年)に「相模原市自殺対策基本条例」を制定するとともに、翌年には「相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、総合的に自殺対策を推進してきました。平成30年(2018年)3月には「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」を策定し、引き続き自殺対策を推進していきます。

自殺対策は、個人的な問題の解決を支援するだけでなく、どれだけ追い詰められた状況にあっても、そこから生き続ける道を選択できる社会の仕組みをつくることが重要です。

自殺は誰にでも起こり得る危機であり、自殺に対する偏見をなくすことや、悩みは一人で抱え込まず、誰かに相談してもよいという意識を醸成し、相談体制の整備・充実を図るなど、長期的かつ継続的な取組が必要です。

自殺や自死遺族に対する理解を深めるとともに、自死遺族等に寄り添った支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・自殺を考えている人が発するサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談窓口や専門家へつなぐなど、自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りを促進するための取組を進めます。
- ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成するとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を進めます。

相談・支援の充実

- ・自殺の原因となるストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処、心の健康の保持・増進等のため、相談体制の整備・充実に取り組みます。
- ・自死遺族等関係者に対する支援に取り組みます。

現状と課題

匿名性の悪用

インターネットの普及により、情報収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しましたが、一方で、その匿名性を悪用し、個人に対する誹謗・中傷や差別的な掲示、差別を助長する表現の掲載等、人権に関わる問題が生じています。

障害のある人に対する心ない書き込みや、特定の民族や外国人を誹謗・中傷する差別的な書き込み、部落差別を助長する情報の拡散など、インターネットによる人権侵害は、増加傾向にあります。

国においては、平成14年(2002年)に「プロバイダ責任制限法」を施行し、人権を侵害する悪質な書き込みに対しては、「掲載内容の削除」や「発信者の身元情報の開示」が可能となりました。また、平成25年(2013年)に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめ」の定義にインターネットを通じて行われるものが含まれると明記しました。

このほか、保護者から申出がない限り、18歳未満にはフィルタリングサービスの提供義務を携帯電話会社に課す「青少年インターネット環境整備法」の改正や「リベンジポルノ被害防止法」の制定など、インターネット上の人権侵害に対する法整備を進めています。

しかし、匿名の発信者の身元情報の開示手続きは複雑で、専門的な知識が必要となります。また、インターネット上の情報は、書き込まれた情報のコピーが短時間で拡散し、情報の発信者やサイト管理者等の権利義務関係が複雑であるため、容易に削除することもできなくなります。

個人情報の流出

インターネットを介して個人情報が大量に流出するなどの問題も発生しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

スマートフォンの普及やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)利用者の急増に伴い、子どもがインターネット上でのいじめや、個人情報の流出などのトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性も高まっており、インターネットを利用する市民一人ひとりの人権意識を高めていく必要があります。

差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、市民一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための教育や啓発に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

教育・啓発の推進

- ・インターネットの適切な利用や情報モラルに関する教育や啓発を推進します。
- ・インターネットを使ったいじめや個人情報の流出などのトラブルを未然に防ぐ取組を進めます。

相談・支援の充実

- ・法務局等の相談窓口を周知するとともに、関係団体等の連携による相談・支援に取り組みます。

人権はすべての人に普遍的に保障されている権利であり、日常生活に密接にかかわっています。このため、人権尊重の視点に立って考えると、このほかにも様々な人権上の課題があります。

本市では、これらの人権問題や今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じ、国や県、民間団体、ボランティア等と連携して、教育や啓発、相談・支援、その他必要な施策に取り組みます。

（１）犯罪被害者等

誰もが自由と幸福を追求する権利を持っています。しかし、ある日突然、犯罪により幸福に生きる権利を奪われ、誰もが被害者になる可能性があります。

犯罪被害者やその家族は、犯罪による生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックに起因する心や体の変調をはじめ、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、医療費の負担や失業等による経済的な困窮、取材や報道によるプライバシーの侵害等からくる深刻なストレス等、様々な二次的被害に苦しめられています。

国は、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を制定するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

本市では、平成27年（2015年）3月に犯罪被害者等の相談窓口を設置し、神奈川県、神奈川県警察及び支援団体で運営する相談窓口などと連携しながら、犯罪被害者等の相談に応じています。

今後も行政・警察・支援団体等が連携し、犯罪被害者等の個々の事情に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

（２）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、社会の一員として立ち直ろうとすると、偏見により更生が妨げられてしまうことがあります。

刑を終えて出所した人が、再び社会の一員として復帰するためには、本人の強い更生意欲のほか、家族、親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

国は、平成28年（2016年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成29年（2017年）には「再犯防止計画」を策定し、刑を終えて出所した人の社会復帰支援のための施策を推進しています。

本市では、再犯の防止に係る計画を策定するとともに、関係機関、団体等と連携し、罪や非行を犯した人が社会復帰しやすい環境づくりに取り組みます。

（３）ホームレス

失業や家庭問題など様々な要因により、特定の住居を持たずホームレスとなった人が存在します。

ホームレスの中には、健康面や精神面で課題を抱える人も多く、嫌がらせや暴行などの人権侵害を受ける場合もあります。

ホームレスに対する偏見や差別を解消するためには、地域の理解や周辺住民とのつながりを深めることが必要とされています。

本市では、ホームレスの基本的な人権を尊重し、健康面での支援や自立に向けた支援に取り組めます。

（４）拉致問題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、許されない人権侵害です。問題の解決のためには、国民をあげて取り組む必要があります。

平成15年(2003年)に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行され、拉致の問題について国と地方公共団体との連携が図られることとなりました。

また、平成18年(2006年)には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、地方公共団体は国と連携し、拉致問題に関する啓発に努めています。

拉致問題は国家間の問題ですが、拉致問題の早期解決のためには、あらゆる機会を通じ早期解決を訴え、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。

同時に、北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の人たち等への差別につながるような配慮が必要です。

本市では、これまでも北朝鮮人権侵害問題啓発週間にあわせた啓発事業や、国や県、他市と連携した啓発活動を行ってきました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるため啓発活動を進めます。

（５）先住民族

国連の報告によると、世界には少なくとも5,000の先住民族が存在しており、5大陸70箇国以上の国々に居住しています。そして多くの先住民族は、搾取や迫害の対象となり、社会に同化するよう強いられてきました。

日本でも、アイヌ民族が、北海道や樺太、千島列島、東北地方北部に及ぶ広い範囲に居住し、固有の文化や生活習慣等を育んできました。

しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治政府による同化政策などにより、アイヌの生活基盤は急速に奪われていきました。

現在では、アイヌの人たちは、首都圏にも多く居住し、独自の文化を継承する取組を行っています。

このほかにも、日本政府が先住民族と認定していない琉球民族に対し、国連の人種差別撤廃委員会が、先住民族としての権利を保護するよう勧告を行っています。

先住民族の課題は、社会的な少数者に共通する課題でもあり、社会的少数者の立場や歴史的な背景を正しく理解し、社会的少数者の人権を尊重することは、偏見や差別のない社会につながることであります。

本市では、アイヌ民族をはじめとする社会的少数者に対する理解を深めるため、教育や啓発に取り組みます。

（６）人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や強制労働、臓器売買等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わず重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国では、人身取引の撲滅や防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を策定し対策に取り組んでいますが、性風俗産業での売春の強要や、外国人に対する強制労働などの事案が発生しています。

人身取引は身近な問題であり、重大な人権侵害であるという認識を市民が深めるよう、正しい情報発信を推進します。

（７）その他の人権課題

外国人と日本人の間に生まれた子どもが、親から認知されないなどの理由により無国籍となる問題や、特定の職業に従事する人々に対する差別（職業差別）、虚偽の証言や事実誤認に基づく冤罪被害など、私たちの周りには、多くの人権課題が存在しています。

また、環境権やプライバシーの権利、知る権利、自己決定権など、新しい人権として様々な意見が交わされているものもあり、今後も社会環境の変化や、情報化の進展、科学技術の発達などにより、新しい人権課題が生ずることも考えられます。

国際社会や企業では、SDGs（持続可能な開発目標）への対応や国連グローバル・コンパクトへの署名など、人権やCSR（企業の社会的責任）、あるいは地球全体を意識した取組が進められています。

本市もまた、市民の人権を守り、行政としての責任を果たすため、常に国際的な人権基準に対する視点を持ち、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させ、人権尊重を基調とする市政を推進します。

第5章 施策の推進に当たって

1 施策の点検・確認

人権問題は多様化、複合化しており、人権施策の推進に当たっては、それぞれの担当部門が基本的な考え方を共有し、重層的に施策を展開していくとともに、専門的な見地や当事者等の視点で点検、確認することが必要です。

このことから、施策の推進に当たっては「相模原市人権施策審議会」に継続的に意見を求めていきます。

2 庁内の推進体制

(1) 庁内推進組織

市が実施する人権施策の連絡調整及び人権施策の充実に向けた検討等を行うため、全庁的な組織として設置する「相模原市人権施策推進会議」において、総合的な人権施策の推進に取り組みます。

(2) 人権研修の推進

人権尊重を基調とした市政を推進するためには、人権に関わりの深い業務に従事する職員はもとより、職員一人ひとりが、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動や態度に現れるよう、正しい知識の習得や人権感覚を磨くための研修が求められています。

本市では、人権施策に直接関連のある課や、職場研修を推進する役割を担う課に「人権啓発推進員」を配置していましたが、平成29年(2017年)度には、「人権・男女共同参画職場推進員」を全職場に配置し、人権や男女参画意識の醸成に努めています。

公務員の業務は市民の人権と密接な関わりがあり、業務の中には、公権力を行使する業務などもあります。職員は、市民の人権を守る立場でありながら、少し間違えれば市民の人権を侵害する立場にもあるという自覚を持つことが大切です。

このことから、すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務や業務内容に応じた研修を効果的に推進します。

3 市民等との連携・協働

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権施策がより広範な取組として展開される必要があります。このため、施策の推進に当たっては、行政機関だけではなく、それぞれの役割や自主性を踏まえつつ、市民や民間団体、事業者など、多様な主体と連携・協働した取組を進めます。

4 人権行政の推進に向けて

国連を中心とした国際的な取組や新たな法整備など、人権を取り巻く国内外の状況は年々変化しており、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化などにより、今後も新たな人権課題が発生することが考えられます。

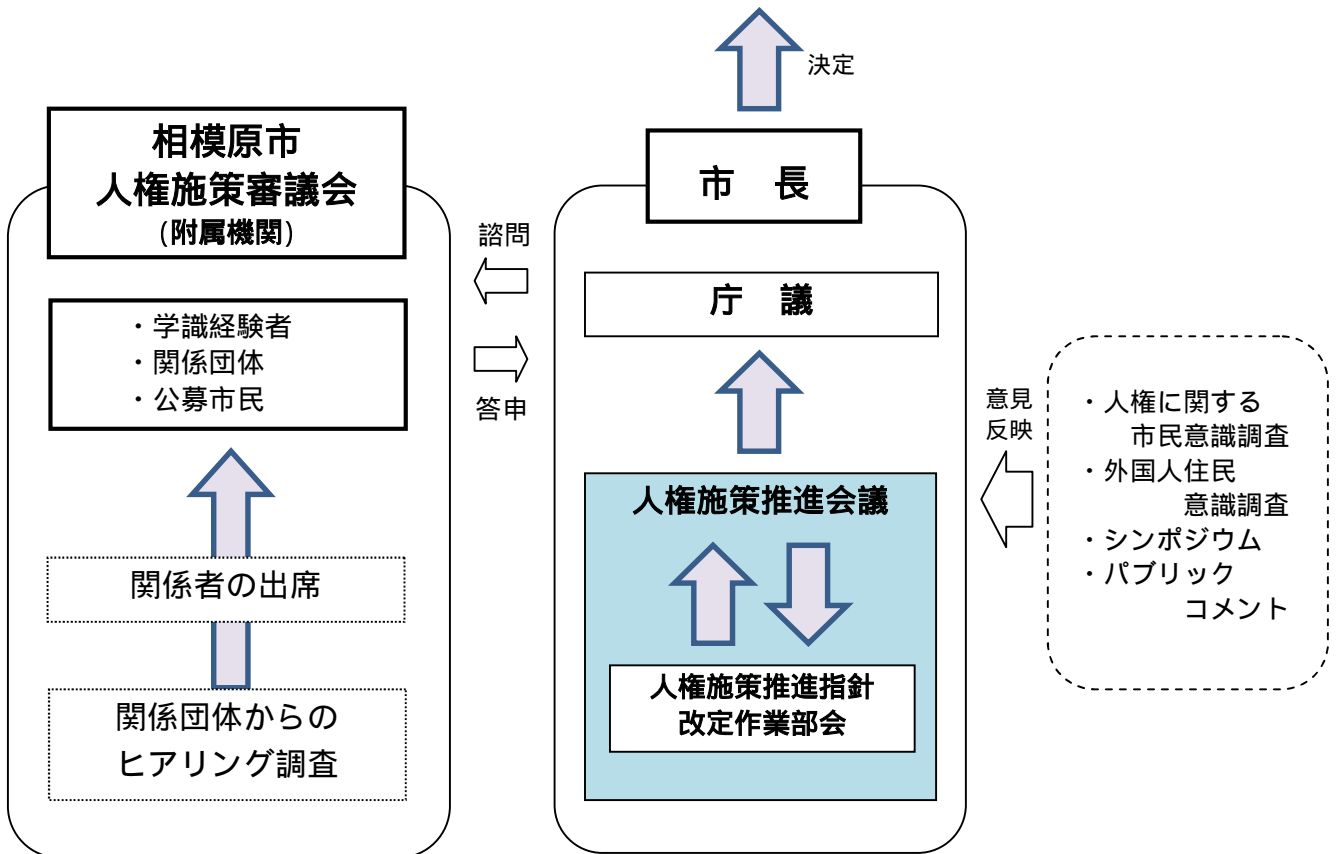
また、深刻な人権課題に対しては、人権教育や人権啓発、相談機能の強化に加え、より具体的な取組が求められています。

さらに、多様化、複合化した課題に適切に対応するためには、関係行政機関が相互に連携を図ることはもとより、民間の支援団体等とも連携を密にし、プライバシーに配慮しつつ、適切に対応することが必要です。

本市では、人権行政の推進に向け、これらのことを踏まえ、的確に対応し、人権施策の充実に向けた取組を進めます。

資料編

相模原市人権施策推進指針



2 検討経過

月 日	会議等	内容等
平成28年 12月1日～ 12月15日	人権に関する市民意識調査	市民意識調査
平成29年 4月28日	第1回人権施策推進会議（兼）関係課長会議	策定体制、スケジュール等
6月 7日	第1回改定作業部会	指針の見直しについて
6月16日	第1回人権施策審議会	諮問
6月22日～ 7月14日	関係団体等への ヒアリング調査	現状と課題等
8月15日	第2回人権施策推進会議	指針の構成案について
8月18日	第2回人権施策審議会	指針の位置付け、全体構成
9月20日	第2回改定作業部会	改定素案について
10月 3日	第3回人権施策推進会議	改定素案について
10月16日	第3回人権施策審議会	関係者からのヒアリング 改定素案について
11月13日	第4回人権施策審議会	関係者からのヒアリング 改定素案について
平成30年 1月15日	第3回改定作業部会	改定素案の修正案について
2月 2日	第4回人権施策推進会議	改定素案の修正案について
2月26日	第5回人権施策審議会	改定素案の修正案について
4月25日	第5回人権施策推進会議	答申案について
5月22日	第5回人権施策審議会	答申案について
7月 3日	人権施策審議会より答申	

3 委員名簿

相模原市人権施策審議会委員名簿

(50音順)

	氏 名	所 属 等	備 考
1	岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら理事	
2	片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会理事	
3	金 子 匡 良	法政大学法学部教授	
4	工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター副理事長	副会長
5	齊 藤 愛	千葉大学法政経学部教授	
6	竹 内 重 男	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構副代表	
7	林 文 子	公募市民	
8	三 代 宏 次	相模原人権擁護委員協議会	
9	矢 嶋 里 絵	首都大学東京人文社会学部教授	会長

(任期：平成29年6月～平成31年5月)

4 審議会設置までの経過

時期	内容等
平成12年	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 施行
平成12年 7月	・さがみはら人権懇話会 設置 人権施策の基本理念や施策の方向性について意見を求める
平成13年 3月	・さがみはら人権懇話会検討報告書 提出（提言）
平成14年	・人権教育・啓発に関する基本計画 策定
平成14年 3月	・相模原市人権施策推進指針策定
平成14年 8月	・さがみはら人権施策推進協議会 設置（指針の進行管理）
平成16年	・性同一性障害特例法 施行 ・さがみはら男女共同参画推進条例 施行
平成17年	・犯罪被害者等基本法 施行
平成18年	・高齢者虐待防止法、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 施行
平成24年	・障害者虐待防止法 施行
平成25年	・いじめ防止対策推進法 施行
平成27年	・生活困窮者自立支援法 施行 ・相模原市子どもの権利条例 施行
平成28年	・障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、成年後見制度利用促進法 施行
平成29年 4月	・相模原市人権施策審議会 設置

相模原市人権施策審議会規則

平成29年3月31日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市人権施策審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 関係団体から推薦された者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、

市長が行う。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権施策事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日)

(法律第百四十七号)

第百五十回臨時国会

第二次森内閣

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

世界人権宣言

(1948.12.10 第3回国連総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的措置によって確保する

ことに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のた

めに有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
2 この権利は、非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもっぱら原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて的人是は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならな

なければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公平かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の教科を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び事由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

6 法律及び条約の表記について

本指針では、次の法律及び条約について、本文中に略称を使用しています。

(略称による 50 音順)

本指針での表記(略称)	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
子どもの権利条約	児童の権利に関する条約
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
青少年インターネット環境整備法	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
性同一性障害特例法	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
成年後見制度利用促進法	成年後見制度の利用の促進に関する法律
D V 防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

本指針での表記(略称)	正式名称
難民条約	難民の地位に関する条約
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
リベンジポルノ被害防止法	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

あ行

アイヌ民族

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族。かつては東北地方北部からロシア・カムチャツカ半島南部に及ぶ広い範囲に居住し、狩猟・漁労に従事しながら、日本や大陸との交易を盛んに行っていた。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

H I V

ヒト免疫不全ウイルス。ヒトの体の中のH I Vが増えてくると、免疫細胞が徐々に減り、体の免疫力が低下し、様々な病気にかかりやすくなる。

現在では、H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

S D G s (持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するため、貧困、飢餓、雇用、環境など17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

えせ同和行為

「同和問題は怖い問題である」という誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為。

N G O

N G Oとは、Non-governmental Organizationの略称で、日本では「非政府組織」と訳されている。人権や貧困、環境問題など、世界的な課題について、民間の立場から利益を目

的とせずに取り組む団体のこと。

N P O

N P Oとは、Non Profit Organization の略称で、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う組織・団体の総称のこと。

か行

北朝鮮当局による日本人の拉致問題

1970年頃から80年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その後の捜査や北朝鮮工作員の証言等により、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚になった。

17名が政府によって拉致被害者として認定されているほか、拉致の可能性を排除できない人も多数存在する。

北朝鮮は平成14年(2002年)9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国したが、他の被害者については、未だ北朝鮮から納得のいく説明がない。

合理的配慮

障害者から意思の表明があった際に、負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除くこと。具体的には、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物や制度、慣行、観念などの障壁を取り除き、一人ひとりのニーズに応じた配慮を行うこと。

高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

高齢者・障害者の虐待防止や早期発見、虐待発生時における迅速かつ的確な対応等を図るため、地域の関係者や関係団体・機関で構成された協議会

国際疾病分類 (I D C)

世界保健機関(W H O)が疾病の状況や死因の統計のために提案している疾病の分類のこと。

国際人権規約

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際

規約(社会権規約)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」、自由権規約の選択議定書の総称として使用される。日本は社会権規約と自由権規約を批准している。

国連グローバル・コンパクト

企業や団体が責任あるリーダーシップを発揮することにより、世界の持続可能な成長を実現するため、人権・労働・環境・腐敗防止の4分野の課題に対する10原則を定め、自発的な取組を促すもの。平成11年(1999年)にアナン国連事務総長(当時)が提唱した。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主要な業務、女は補助的業務」などに表されるように、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方や意識。

さ行

災害時要援護者

要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、災害発生時や災害発生後等において特別な配慮を必要とする者のこと。

相模原市人権施策推進会議

本市の人権施策の充実に向けた検討や連絡調整を行うため、関係課で組織されている庁内横断的な組織

さがみはら人権懇話会

本市が人権施策推進指針を策定したときに、人権指針の基礎となる事項を検討するために設置された懇話会組織(平成12年度～平成13年度)

さがみはら人権施策推進協議会

本市の人権施策や人権啓発についての意見や情報交換を行うために設置された学識経験者や関係団体等の代表者で構成された協議会(平成14年度～平成27年度)

C S R

C S Rは、Corporate Social Responsibilityの略称で、企業の社会的責任のこと。法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用や環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が市民として果たすべき責任をいう。

J Kビジネス

女子高校生（J K）など、児童の性を売り物とする営業行為のことで、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在している。

ジェンダー

生物学的な性差ではなく、性別に基づいて社会的、文化的に要求される役割などの性差を指す言葉。

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成される各国における男女格差に関する指数のこと。世界経済フォーラムが毎年公表している。

自死遺族

自殺で身近な人を亡くし遺族となった人のこと。

市民後見人

自治体等の研修を受け、後見人として必要な知識、技術を身に付け選任された市民の後見人。被後見人と同じ地域の住民という特徴を生かし、市民の目線、立場で後見活動を行う。

職業差別

特定の職業やその従事者に対して差別的な扱いをしたり、特定の職業やその従事者を軽侮すること。

『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画

平成6年（1994年）の国連総会で平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。この決議は、「人権

という普遍的な文化」が構築されることを目指し、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など5つの主要目標をあげている。この目標を推進するため各国に国内行動計画を定めることを求めており、日本は平成9年（1997年）に国内行動計画を策定した。

人権教育のための世界プログラム

「人権教育のための国連10年」の終了を受け、平成16年（2004年）に国連総会で決議された人権教育のための世界プログラム。数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定め、行動計画を策定することとなっている。

生活困窮者自立支援相談窓口

様々な事情で生活に困窮している人に包括的な支援を行う相談窓口。生活困窮者自立支援制度に基づき、県や市町村に設置されている。本市では各区に窓口を設置。

性同一性障害

身体的な性別と異なる性の自己意識を持つため、自身の性別に持続的な違和感を持ち、時には身体的性別を自己意識に近づけるために医療を望むことさえある状態を指す医学的な疾患名。ただし、性別違和を持つ人のすべてが、医療的な治療を望む訳ではないため、身体の性と心の性に違和感を持つ人に対しては、もっと幅広い表現として、トランスジェンダーという言葉が用いられることが多い。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、家庭裁判所によって選任された成年後見人が代理して行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。

判断能力に障害を有していても、自己決定能力がないとみなすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら、財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させる、というノーマライゼーションの思想が背景にある。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月10日に国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と30か条から成り、法のもとの平等、身体の安全、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、集会・結社の自由、生存権などを「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」と宣言したもの。毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事が行われている。

る。

セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した、不快に感じる性的な意味合いを持つ言動を相手に強いることをいい、相手が望まない性的関係を迫ったり、不必要に身体に触れたり、あるいは相手が困惑するような性的な写真を見せたり、文章を読ませたりするなどの行為のこと。

セルフヘルプグループ

難しい病気を持つなど、共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、思いや体験を話したり聞いたりすることで悩みや苦しみを分かち合いながら、自主的に活動を行う団体のこと。

相対的貧困率

国民の所得格差を表す指標で、世帯の可処分所得などをもとに子ども含めた全国民を所得順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合をいう。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

Social Networking Service の略 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

た行

団塊の世代

第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期（1947年～1949年）生まれの世代のこと。

デートDV

交際相手からの暴力のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

な行

難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

ネグレクト

元々は怠慢、無視、看過、ないがしろにするなどの意味を表す英語。日本では一般的に育児放棄を指す概念として使用されており、高齢者や障害者などに対して、適切な衣食住を提供することを行わず、放置や遺棄するケースに使用する場合がある。

は行

パタニティ・ハラスメント

育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対する嫌がらせ行為のこと。

バリアフリー

建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していますが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味で用いられる。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則6か月以上の長期にわたって、概ね家庭に留まり続けている現象をいう。

貧困の連鎖

所得が低い家庭の子どもが低学力・低学歴となり、将来不安定な就業に陥ることで、次の

世代にまで貧困状態が連鎖していくこと。

フィルタリングサービス

インターネットのサービスプロバイダーが、未成年にふさわしくない有害なウェブサイトを開覧できないようにするサービスのこと。

振り込め詐欺

電話やはがきなどの文書などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為の総称。

ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見などを理由に、個人や集団に対し、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことを言う。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

ま行

マタニティ・ハラスメント

職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせのこと。

メンタルヘルス

精神面における健康のことをいい、「心の健康」「精神保健」「精神衛生」などと称される。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をあらかじめデザインする考え方。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置付けられています。

ら行

リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開する嫌がらせのこと。

琉球民族

旧琉球王国の領域であった沖縄県の沖縄諸島と先島諸島、鹿児島県奄美群島に住む人々の言語、生活習慣、歴史的経緯から、独自の一族であると定義した場合、それを指している。

わ行

ワーキングプア

懸命に働いても、収入水準が低く生活していくことが困難である労働者のこと。

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることをいう。

相模原市人権施策推進指針（改定版）

平成 年 月発行

発行 相模原市

編集 相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8205（直通）

FAX 042-753-9413